

1. 議事日程（令和7年第1回北広島町議会定例会）

令和7年2月14日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

美濃孝二 人口減少対策の議会提言について所見を問う
中村忍 地域コミュニティの充実とまちづくり
梅尾泰文 ①特殊詐欺被害の対応急務
②お米づくりの今後は

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文
9番 伊藤淳	10番 服部泰征	11番 宮本裕之
12番 湊俊文		

3. 欠席議員は次のとおりである。

5番 佐々木正之

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	芸北支所長 村竹明治
大朝支所長 矢部芳彦	豊平支所長 熊谷忠明	危機管理課長 川手秀則
総務課長補佐 田村智行	財政政策課長 国吉孝治	管財課長 高下雅史
まちづくり推進課長 小椿治之	税務課長 植田優香	町民保健課長 迫井一深
福祉課長 細居治	こども家庭課長 芥川智成	環境生活課長 出廣美穂
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 大本賢一郎	建設課長 竹下秀樹
消防長 笠道宏和	教育課長 植田伸二	会計管理者 大畑紹子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分です。質問及び答弁においてはマイクを正面に向けて簡潔に行ってください。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。本日の一般質問は、町議会の人口減少対策提言を町はどう受け止め、実践するかについて聞きたいと思います。北広島町議会は、人口減少対策を町に提言するため、2022年、令和4年6月に議長を含む議員全員による中山間地域対策特別委員会を設置し、先進自治体の視察や先進地から講師を迎えての学習会、また議会報告会等での町民から意見を聞き、令和6年7月には総務省自治行政局地域政策課から講師を招へいし、特定地域づくり事業協同組合制度について学ぶなど、人口減少を抑制するため、様々な角度から調査研究を行いました。そして2024年、令和6年8月までの2年間で16回会議を開催し、昨年9月、町議会として町に対し、最小限の人口減少対策としての提言を決議しました。提言では、合併後20年が経過しようとしている北広島町では人口減少と少子化が最大の課題となっている。合併当時は人口2万1592人から19年間で4500人以上もの人口が減少していることは極めて切実であり、将来にわたって明るいまちづくりにおいて克服すべきことであるとし、その内容は以下のとおりです。一つは、第1子からの保育料完全無償化、2、小中学校の給食費無償化、3、地域担当職員制度の導入、4、特定地域づくり事業協同組合の設立支援であります。これまで低空飛行騒音測定器設置を求める決議や産廃条例の制定はありましたが、議長を含む議員全員が一致し、議会として町へのこのような政策的提言を行うのは合併以来初めてのことであり、極めて重いものと考えます。今回の一般質問では、この議会提言に対し、町長はどのように受け止め、どう実践するか、伺います。まず、現在の北広島町の人口減少に対し、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和6年1月1日におけます住民基本台帳人口でございますが、こちらが1万7159人、合併当初平成17年の国勢調査によります人口は2万857人、こちら

を比較しますと3698人の減、また前回、令和2年の国勢調査による人口が1万7763人と比較しましても604人の減というのが本町の状況であります。国全体の人口は減少の一途をたどっているという背景がある現状におきましては致し方ないと思える部分もあるとは思いますが、移住定住人口の維持・増加を重点方針に掲げます本町にとりましては議員ご指摘のとおり切実な問題であり、また重要な課題であるというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町も切実で重要な課題だと認識しているようであります。町議会総務常任委員会は2023年10月、少子化対策は最大の高齢者福祉、合計特殊出生率2.95と全国でも高く、奇跡の町と子育て応援施策を進める岡山県奈義町を視察しました。奈義町は人口5751人で、社人研推計では2065年に2542人となるため、奈義町子育て応援宣言を掲げ、子どもたちは、次代を担うかけがえのない存在で、奈義町を守り支えてこられたお年寄りとともに奈義町の大切な宝、奈義町に住めば子育てが安心、子育てがしやすいまちとの声が全国に広がることを目指す。子どもたちの元気な声と笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるまち、家庭、地域、学校、行政、みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指す宣言としています。そのため、高校生までの医療費無料化や小中学校の給食費の半額支給、教育教材費は無償化し、高校・大学生への就学支援や就学育英金の支援は町内定住を条件として返済免除しています。さらには保育料は第1子から国基準保育料を半額助成するなど、経済支援が成果を上げるなど、全町民が子育て支援をする環境をつくり、結果として合計特殊出生率2.95を成し遂げ、地域に子どもたちの声が増え、高齢者も元気をもらい、活気づいているといたします。そこで第一に、議会提言の1の第1子からの保育料完全無償化について伺います。奈義町の取組だけでなく、北広島町議会が行った議会報告会においても、保育料の第1子からの無料化をぜひ実現してほしい、実施してほしいとの声が寄せられ、特別委員会として第一の提言に掲げました。そこで伺います。来年度から保育料の第1子からの無償化について、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 本町の保育料につきましては国基準の保育料から町独自に軽減を行っております。また保育料算定する上で国で定めております多子軽減の範囲を拡大し、第3子以降全て無償としております。併せまして、3歳以上に係る副食費につきましても、独自に多子軽減の範囲を拡大し、第3子以降は無償としております。これを第1子から適用し完全無償化した場合、6年度ベースで試算しますと約3000万の新たな財源確保が必要となってきます。これまでも子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、保育料、副食費の無償化につきましては協議を行ってきた経過があります。しかしながら現在の財政状況を鑑みますと、来年度からすぐに完全無償化することは難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 多額の財源が必要だから、すぐにできないとのことですが、少子化対策は一刻の猶予はなく、第1子から保育料が無料になれば、子育てする家庭では、子どもの人数や所得にかかわらず、保育料の負担がなくなり、子育て世帯を大いに応援できるのではないのでしょうか。そこで伺います。たとえ今すぐに完全無償化できなくても、奈義町のように例えば第1子は半額にすれば、子育て世帯は大きな希望を持つことができるのではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

- 議長（湊俊文） こども家庭課長。
- こども家庭課長（芥川智成） 保育料の無償化につきましては大きな検討課題の一つであると認識をしております。来年度すぐにはまいりませんが、再来年度以降も引き続き財政状況を鑑みながら、いかに子育て家庭を支援できるかという視点を持って、引き続き検討してまいりたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 出生率が合併当時の半分になっているということが人口減少の大きな理由にもなっています。再来年度、またそれ以降、財政状況を見ながらと言いますが、財政状況が一気に好転、今より好転するとは考えられません。どう決断するかということが大事だと思います。第2は、提言2の小中学校の学校給食の無償化です。2024年6月に公表された文科省による学校給食費の無償化の全国調査結果によると、昨年9月時点で全国1794自治体教育委員会のうち、公立小中学校等で何らかの方法で学校給食費の無償化を実施中と答えたのは、722自治体で4割に達しました。このうち児童生徒全員を無償化しているのは574自治体、約3割となり、この6年間で7倍に広がっていることが明らかとなりました。そこで伺います。小中学校の学校給食費の無償化について町長の所見を伺います。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 学校給食費の無償化には相当の財源が必要となり、実施するにはその分、他の施策との調整を行う必要があります。学校給食費の無償化については、国への要望を引き続き行うとともに、国の動向も注視しながら、他の子育て施策を展開する中で総合的に考えてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 国が実施すればいいんですけども、いつになるか分からないというのが現状です。また、他の施策との調整を行う必要があるというのであれば、他の施策と調整をしたらいいではないか、考えます。そこで伺います。自治体が取り組む学校給食費の無償化は、義務教育は無償とするという憲法の理念の実現につながるものと言われていますが、町長の所見を伺います。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 日本国憲法第26条第2項では、教育を受けさせる義務及び義務教育の無償について規定されており、義務教育の無償とは授業料の無償を指すとの最高裁判決もございます。しかしながら、義務教育に必要な教科書と同様、学校給食も学校給食法に定める食育の推進に必要なものであり、国として学校給食費無償化に向けた課題整理と無償化への措置をお願いしたいところでございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 義務教育の無償とは、授業料の無償を指すとの最高裁判決、しかし教科書は無償ですよね。授業料だけじゃない。そういう点で、74年前の1951年、昭和26年に教科書の無償化に関わる参議院の質疑の中で文科省は、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうな、なおできれば交通費というようなことも無償の対象に考えているというふうに答弁をしています。さらに2022年10月の参議院では、義務教育の無償化を定めた憲法26条に基づいて、国の責任で、小中学校給食の無償化を速やかに実施すべきという質問に対し、これ最近ですよ。岸田首相は、無償化については

自治体において適切に判断すべきものとし、憲法26条に基づけば、保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではないと答弁しています。さらに、本国会においても、野党は、学校給食の無償化法案を提出するなど全国的な大きな問題となっています。しかし、国の動きは消極的・否定的で、いつ無償化するかわかりません。そのため広島県では、大竹市、今年度から安芸高田市が無償にしました。そこで伺います。北広島町議会は、人口減少対策の一つとして、全国の自治体や安芸高田市や奈義町などにも学び、無償化すべきと提言しましたが、これに対し、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 人口減少対策は、本町喫緊の課題であると認識しております。その上で、子育て支援策を展開していく中で、学校給食費無償化の取組が自治体間競争となることは、公教育の機会均等の立場からも望ましいことではないと考えますので、国における給食費無償化への対応について、引き続き強く要望してまいります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 機会均等の立場から望ましいことではないと言いますが、岸田首相はそんなことは言ってません。自治体が補助することを妨げるものではないと。どこにも機会均等の立場から望ましいことじゃないということは首相の立場からは言ってないんです。中山間地において、何としても人口減少を食い止めたいとの危機感がないというのは極めて残念であります。そこで提案です。政府が昨年11月22日閣議決定した重点支援地方交付金のうち、自由度の高い財源である推奨事業メニューはまだ予算化していないとのことです。聞くところによると、北広島町の限度額は約7400万円程度ではないかとのことで、6月議会で予算化する考えですが、内閣府の事務連絡によると、生活者については、小中学校における学校給食費の支援が筆頭に上げられており、国はそれほど重視しています。町長選後の6月議会の本格予算で議会提言を受け入れ、重点支援地方交付金を活用し、全額でなくても半額でも無償化してはどうか。これは町長にお答えしてもらえないんじゃないかと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 6月議会で、そういうように検討したらどうかということではありますが、この給食費の助成については、単年度で終わるものではないわけでありまして、長期的な考え方に基づいて判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 確かに単年度では終わりません。恒常的財源が必要です。しかし国は、この推奨メニューにおいて、学校給食費の支援が必要なところまで今現在物価高騰が進んでいると。そういう点で支援する必要があるという立場だと思えます。さらに安芸高田市は、ふるさと寄附をこれに充当するというふうに検討し、発表しています。財源をどこからつくり出すかということは、その土地として違うわけですから、特に時代の背景、景気の状態等を見てどうするかというのはしっかり考えておく必要があるんじゃないかと思えます。次に移ります。提言の第3は、職員の地域担当制の導入です。令和5年、2023年5月、中山間地域対策特別委員会は、島根県邑南町を視察し、地域の人口減少に歯止めをかけるとともに交流人口の増加を促進し、地域の活性を図るとして、12の全ての公民館区で地区別戦略実現事業を立て、実現を目指している取組について調査研究しました。邑南町では、住民が主体となって小学校区ごとの地区別戦略をつくり、地域の生活機能確保の活動をしています。例えば、高齢者サロンやデ

マンド交通のターミナル機能などを持つ小さな拠点を設置、運営は集落の枠組みを超えた住民で編成された地域運営組織が長期間の行財政支援を得ながら担います。草刈りや除雪、蜂の巣駆除などの有償ボランティア、キャンプ場再生によるにぎわい等創出などに取り組んでいます。また、ほかの地区では、高齢者の買物支援や商店、移動販売車の運営に取り組む組織がつけられました。この手法は、住民同士が助け合い、困難な課題を解決する共助の仕組みです。それらを進める上で大きな役割を果たしているのが町の自治会、担当職員と12公民館への3人の職員配置であり、地域住民が地域づくりを進めるパートナーとして地域課題に取り組んでいることだそうです。そこで伺います。議会提言3の町職員の地域担当制の導入を進めることについて町長の所見を伺います。これまでこういう質問をしたときには、町の答弁では、支所の地域づくり係が行っているとのことですが、そうではなく、もっと細かい地域、例えば北広島町の基幹集会所単位の担当制のことであると理解していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 本町の基幹集会所は、既に地域に譲渡を行った施設を含めると27の施設がございます。邑南町のような施設ごとに担当職員を配置することは考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 考えていないとのことですが、じゃどうするのかということが問われてくるんですね。2017年の選挙直前の議会に、箕野町長が提案したまちづくり基本条例のパブリックコメントにおける「町職員の責務に地域担当制の明記を」の提案に対し、町の考えは、地域担当制は具体的な手法の一つとして考えており、条文には盛り込まないが引き続き研究していく。この時点では研究していくと、考えていないじゃなくてね。と答えました。研究した結果が、考えていない。おかしいですよね、研究するというふうに約束したのに考えていないとはどういうことなのか。すぐに全職員を配置できない場合でも、職員から希望を募るなど配置すべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 人口減少対策において、地域担当制は、具体的な手法の一つと考えておりますが、基本条例の策定後に取り組んだ協働のまちづくり、地域の担い手育成をテーマとしたきたひろ学び塾などを通して、町職員が町民とともに活動することにより対話の重要性や地域や組織の枠を超えた仲間づくりの必要性、自ら行動する主体性が必要なことなどを認識し、それぞれの人が持つ特性や主体性を生かした取組がより必要だと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今答弁のあった、それよく分からないんですよ、意味が。結局どういうことなのか。難しいことだからできないということなのか。必要だということは何なのか。学び塾が必要なのか。ちょっと町民にも分かりやすく説明をお願いしたいと思います。例えば、お店のなくなった地域の課題解決など実際に地域に入り、住民とともに取り組んだ例はあるのか。一緒にですよ。また、27の基幹集会所にすぐ配置できなくても、課題を抱えている地域から配置し、住民と一緒に考えていく。地域づくりを考えていく。邑南町のようにですね。そういうことは全く考えていないということですかね。答弁をお願いします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 議員が提言されております地域担当制のことです。この地域担当制についての本町の考え方でありまして、以前もお話をしたことがあるかと思っております。邑南町のように配置したらどうかというふうな提案でございますけれども、邑南町の状況につきまして、私も何度か行って状況見させてもらいながら、お話も聞かせてもらっております。邑南町が各地区公民館に職員配置をして、地域とともに活動しているというふうな実態でございますけれども、本町との比較でもととの歴史風土が違います。もともと邑南町は地区公民館を主体として職員とともに人づくりのみならず、地域づくりというところまで取り組んできたというふうな歴史がございます。本町につきましてはそういうふうな流れではなくて、それぞれの中央公民館のところで特に人づくりというところに取り組んできたというふうな歴史風土がございます。そういうことを踏まえながら、本町におきましては、各基幹集会所地区に職員を配置するというふうなことは、本町の状況においてまち合わないのではないかと考えております。これまでの流れのように、中央公民館、今で言えば地域づくりセンターでございますけれども、それを中心に地域の課題解決、協働の取組を進めてまいりたいと思っております。例としまして、例えば芸北であれば、芸北地域ビジョン、大朝はグランドデザインというものを地域別につくっておられます。これは支所の地域づくり係等とともにつくってきたものでございます。また千代田、豊平地域においても振興会単位でビジョンをつくられているところもでございます。そういうふうな流れの中で基幹集会所単位、本町で言えば、先ほど申し上げましたけれども、27と言いましたが、約32あるかと思っております。そういうふうな細かい区分ではなくて、これまでの流れにのっとり、旧町単位で地域づくりに共に進んでまいりたいと思っております。また職員につきましても業務だけではなくて、このビジョン等の作成につきましては、一住民として関わってつくってきたというところもありますので、業務のみならず一住民としても、これと携えながら一緒に進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 最初に議員が提案されてると言いましたけれども、議員ではありません。議会です、今回は。議会の提言としてこれを出しているわけですね。そこを重く受け止めてほしい。先ほどいろいろと風土が違うと言われましたけれども、結局地域が元気になっているかどうかです。邑南町は、いろいろと言われましたけれども、みんな自分たちがつくった計画、これが進む、そして交流するという中で、地域がすごく元気になっている。ここに違いがあるんですね。千代田、豊平で振興会単位でビジョンができています。どこができてるんでしょうか。その後どういうふうな支援をしているのでしょうか。それで、地域全体が本当に元気になる、芸北も頑張っておられますけれども、やはりなかなか厳しいという意見も伺います。もっと職員が地域に入って苦労して、そして一緒になって考える。町全体の認識にして、必要な施策を立てていくというふうなことなわけですから、副町長が邑南町に行って見たことは何だったんだろうなというふうな考えざるを得ません。実際に議会で地域づくり、いろんなところへ視察に行きますが、ほとんどが地域担当職員制度を導入しています。やはりそれが本当であると考えます。業務だけでなく、いろいろとあるということですが、業務があるということですが、兼任でやっているところがほとんどですから、やはりそういう点での住民と職員がまちづくり基本条例が示す住民と行政が一体となって地域づくり、まちづくりを進めるという大事な要素だと思っております。やらないやらないということしか答えがないので、これについては次の議会にまた任せたいと思っておりますが、担当地域を決めないで進むことはないと考えます。次に提言の第4は、特定

地域づくり事業協同組合の設立支援です。提言では、地域人口の急減に直面している地域における農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する施策として、総務省が進める特定地域づくり事業協同組合制度では、地域内外の若者を正規雇用し、就業機会を提供することによって、地域づくり人材を育成するとともに、地域社会の維持、地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援するとしています。特に派遣職員の利用料収入を2分の1とし、国が4分の1、市町村の8分の1を特別交付税で措置し、実質的な地方負担は8分の1としています。全国では令和6年5月31日現在、36道府県、103市町村、100組合。広島県内では、東広島市、安芸太田町、神石高原町の3市町で認定しています。そこで伺います。この提言4、地域づくり事業協同組合の設立支援について、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 特定地域づくり事業協同組合制度の特定地域づくり事業は、季節ごとの労働需要等に応じて組合を構成する複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーに係る労働者派遣事業でございます。労働面における制度設計を確実に行うことで安定した生活の提供が可能となり、また多様な事業に関わってもらうことでキャリアの積み上げになることなど、移住を考えておられる方にとって魅力を感じてもらえることのできる制度であると考えております。しかし、これまで特定地域づくり事業協同組合の設立に関する相談等はございません。また、町求人情報センターに登録されております求人件数は常時300件前後あり、年間を通じて仕事はある状況で、地域の仕事を組み合わせて仕事を創出する必要はなく、特定地域づくり事業協同組合の設立を進めるのは難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これまでその点の相談がない。それはそうですね、半年前ですからね。講演会で初めてやったのは、組み合わせて仕事を創出する必要はないと言いますが、総務省担当者を招いての講演会に参加した方からは、制度についてもっと知りたい。新しい雇用の受皿として積極的に外部への展開もできると思うなど、期待の意見が多く寄せられました。それでも全く必要ないと言えるのか。全然説得力がありません。今後、町として制度について住民に知らせるとともに、確信がないなら、事業者の意見に耳を傾け、研究する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） この地域づくり事業協同組合のことですけれども、この考え方、仕組みにつきましては、令和2年頃だったと思いますけれども、最初その頃、この考え方が出て研究をしてまいっております。当初出た仕組みから少し変わってきてるところはありますけれども、この組合自体の運営がしっかりできて人々の雇用関係が回せるということになれば効果があるものだと思います。これを運営するには、当然ですけれどもしっかりした運営体と就業者の確保が必要であります。さらに就業先というところの確保も必要となってまいりますので、ここは現在も研究はしておりますけれども、いろいろ事業者をリサーチをしながら研究も進め、これが効果のある取組、あるいは確実に実施できるというふうなことの研究、検討の中で進めるところができれば進めてまいりたいと思っております。一つの考え方ですけれども、最初のスタートをそう幅広くすることではなくて、分野を限定してスタートしてみるとか、いろいろ工夫はあろうかと思っております。またこの取組が先々自立した、安定した就業の一つ

のきっかけになれば移住定住にもつながるというふうなことも思っておりますので、引き続き実現に向けての研究を進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 現在も研究を進めているということでしたら、ぜひ研究をし、議会にも情報共有をお願いしたいというふうに思います。議会提言について町長の所見を伺いましたが、議員全員が決議し、町行政に提言したものであります。正面から受け止め、町長選後の6月議会の肉づけ予算で何らかの進展を望みたいが、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） このたびの提言につきましては、議会の提言として重く受け止めております。提言の内容につきましては、どのような効果があり、どのように進めていくのかなど議会のお考えをしっかりお聞きする必要もあろうかと思っております。特に多額の予算を必要とする提言もありますので、予算確保の考え方や、同様の議論をしている国の動向についても確認していく必要があろうかと思っております。この提言につきましては議会との協議の場、確認の場を持たせていただければと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 議会との協議の場を持たせてほしい、私も全く同感です。ぜひそうなるようにしていただきたい。人口減少対策は北広島町にとって克服すべき最大の課題であり、行政と議会が知恵を出し、協力して取り組むべきものと考えます。例えば、総務常任委員会や産建常任委員会、あるいは議会特別委員会と財政政策課等担当課が定期的に会議を持ち、情報共有し、意見交換をする。そして互いに役割を果たしていく。これがいいんじゃないかと考えます。しかし先ほどもありましたように、多くの財源を必要とするという財源論がなされました。しかし、議会との話合いの中で、予算案が決まってから意見を聞いたんでは全く遅過ぎる。意見を言う隙がない。そこで伺います。予算のヒアリング、査定などの段階から情報を共有すると理解していいでしょうか。そしてその段階から議会の考えをしっかりと聞くつもりがあると理解していいか、伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 予算立ての話でございますけども、議会基本条例にもありますように、議会と行政につきましては対等の立場で進めていくというところでございます。その中で予算組みのところについて、議会の関わり方ということでございますけども、常日頃から議会のほう、皆様方にはいろいろな要望であり提言なりをいただいております。そのものを持って予算編成を執行部、行政サイドで行っているわけですから、これを一から議会と協議しながら進めていくということは、組立てとしてはないと思っております。ご意見はいただきながら、それをどのように盛り込んでいくかというところの予算等つくり上げて、それをまた議会のほうに提案し、決定していただくというのが一つの流れだと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 予算については一から協議するのは難しいということですが、大事なところで途中経過が全く分からないわけですね。どう考えているのか。国の地方交付税がどういう形で来るだろうとか、3月議会に提出する当初予算の議論に、途中毎回、一からずうっとでなくても肝心なところでその情報を共有してほしいということを訴えておきます。最後に伺います。これまでの施策では、出生率の低下、人口減少に歯止めがかかっていないのは明らかです。

箕野町長は第4期を目指すに当たって、人口減少対策として新たな施策、今までなかなかいってないわけですから、じゃ何をするのか。公約について伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 町長就任以来、住みやすいまちづくりを目指し、定住対策や子育て支援などをはじめ様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、国全体の人口減少と相まって、結果としては、冒頭に申し上げたとおり、合併時と比較すると3000人以上の人口減少が発生をしている状況であります。今後、本町の人口ビジョンに掲げております北広島町での暮らしを選択する定住者の増加、結婚・出産・子育ての希望をかなえられる環境の整備、高齢化、過疎化に対応した生活機能を維持できる地域づくりを念頭に取組を進めてまいります。基本は町の魅力を高めるための施策だと思っています。昨年、第3回を開催しましたが、全日本お米グランプリの開催や脱炭素、森林保全の取組なども町の魅力を高める取組だと考えています。地域資源を活用した観光振興や地元製品のブランド化を進めることで、外部からの訪問者を増やし、地域経済の活性化を図ってまいります。また、地域の文化や歴史を発信するイベント等の開催を通して町への愛着を育むことが重要だと考えております。また、広島県が令和7年度において、若者減少対策を強化するための事業を実施するという情報もいただいております。そうした事業やさらには国の施策等とも連携しながら、議会からの提言も勘案しつつ、本町において効果的な実施可能な事業を見極め、創出し、これまでの事業と合わせて展開してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 魅力を高めるための施策と言われますが、いつも思うんですが、非常に抽象的な話が多いんですね。施政方針についてもしかり、いろんな今後の問題についてもしかり、そうではなくて、もっとインパクトのある、住民が聞いて、おっこれをやるのかと。それなら私たちが大事にして子育て環境をつくってくれるだろうと、支えてくれてるんだと思われるような訴え、これが必要でないと住民がなかなかついてこないと思うんです。今いろいろ言われましたけれども、これは行政マンとしての話です。そうではなくて住民に直接心から訴えるということがないと、北広島町民の皆さんの心を捉えることはできないというふうに考えます。今回は、議会提言について町長の所見を聞きましたが、実りある回答はほとんどありませんでした。それなら町長には新たな具体的な施策があるのか伺いましたが、それもはっきり見えてきませんでした。町長選を間近に控えているにもかかわらず、人口減少対策という、これほど重大な課題に対して説得力ある施策を示すことができない。私は信じられません。しかし、一つだけ前向きな答弁が示されました。先ほども言いましたが、それは議会との協議の場を持つという姿勢です。これは歓迎します。そのために、これからの議会がより積極的に政策提案し、行政はこれをしっかり受け止め、政策に反映し、実践されることを心から願いまして、一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 49分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。
- 4番（中村忍） 4番、中村忍です。本日は、さきに通告しておりますように地域コミュニティの充実とまちづくりについてお伺いしてまいります。地域みんなが笑顔で暮らせる元気なまちをつくりたい。自治会をはじめ老人会や女性会、子ども会、そして地域づくりの団体など、地域コミュニティに関わっている人たちは、いつもこんな思いや願いを持って地域をよりよくするために活動しています。このことによって、人と人とのつながりが生まれ、生活の質を大きく向上させています。また、この冬のとんどなど、地域の様々なイベントで充実した時間を過ごせるのも地域コミュニティの活性化によるメリットの一つです。しかし近年、人口減少などの様々な要因で、コミュニティが希薄化しているのが現状です。まず、町の自治会等の現状の把握についてお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 北広島町の自治会数について総務課からお答えいたします。地方自治法に定める自治会は、地縁に基づいて形成された団体として定義されております。町で定めております行政区がそのまま自治会に相当する団体に該当するものではありませんけども、行政区と自治会を区分して答弁させていただきます。町内に行政区は158団体あります。また、大きな自治会として各地域協議会が4団体、その中に地域振興会等が35団体あります。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 添付した資料をご覧ください。これは本地振興会の組織図でございます。16の部落、自治会が参加して、毎月1回、地域の課題などについて協議しています。私の言う自治体とは、ここに赤で示しておる16の部落、自治会のことでございます。町の言われるものは、ここに青で示しております地域協議会や区長のことです。なので、話は少しぎくしゃくすると思います。しかし、地域コミュニティの充実とまちづくりを考えていくことは十分できると思いますので、このまま質問を続けさせていただきます。さて、自治会の加入率、年間の活動実績など、自治会について、どのようなことを把握しておられるのでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 町として把握できる行政区の加入率は町内世帯数と、区長文書配布枚数の関係から約84%と算定しております。各行政区の活動については、町との連絡調整や区長文書の配布があります。また、各地域協議会へは活動費として補助していることから、毎年活動報告を提出していただいております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） ただいま加入率が84%というふうにお答えいただきました。この数をどう捉えておられるのでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。

- 総務課長補佐（田村智行） 計算方法にいろいろあるんですけども、多分入られてない方というのは、恐らくアパートとかそういうところが主で、特に千代田が加入率が低いのではないかなという認識はあります。中心から離れていくに従って割と高い確率ではあると思いますけども、100を目指していくのが一番いいとは思いますが、84%という数字はかなり高い数字ではないかなと認識しております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） はい。分かりました。続いてお伺いいたします。防犯灯やごみステーションの管理、集会所の整備など特定の目的のための個別の補助は除くのでありますが、自治会の運営や活動全般に係る費用として、町から補助金等を支出している自治会は何団体ありますか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 行政区が158団体、自治会である地域協議会へ4団体です。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） はい。分かりました。町が認識されている自治会のほうには交付をされているということですね。さて、内閣府が市町村に行った自治会に関するアンケート調査では、自治体が自治会のために今後取り組むべきことの中で、行政からの依頼事項の見直し、役員等の負担軽減の割合が高いという結果が出ています。町では、自治会の負担軽減のためどのような取組をされておられますか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 行政区についてお答えをしますけども、人口減少や高齢化により、人材が不足している状況があります。そのため、今後行政区の見直しなどについて考えていくことが負担軽減につながると考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） ただいま行政区の見直しを考えることで負担軽減を図っていくということでございますが、例えばどんな見直しを図っていきたいとお考えでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 行政区の見直しでございます。今説明しましたように、行政区につきましては158ございます。かなり細分化された状況になっております。これも地域によって差異はございますけども、細分化された状況があるというのと、もう一つの課題として、行政区区長がその長として行政区を束ねているわけなんですけども、行政区長につきましては行政の役割がございまして、もう一つは自治という役割がございまして、自治については自らが治めるということでございますので、両方の役割があるということで、区長、自治会長それぞれの役割が混在しているというふうな課題もございまして、そこら辺を含めた見直しを考えていきたいなというところであります。具体には今の自治会の行政区の数を豊平方式に振興会単位ぐらいの大きさにして、2階建ての行政区にする案、あるいはもっと踏み込めば行政区自体、区長制度自体を廃止をして、もう自治というくくりでその地域をまとめて、それに対する交付金なり活動費なりを交付して、しっかり自治として務めていただくと。これはまだ決まった話ではありませんけども、そういうふうなパターンを考えながら、今後の行政区、自治ということを考えていきたいと思っております。

- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 今おっしゃったように、区長を廃止して行政区を旧小学校単位ぐらいにしようというふうなお話は、先ほどの振興会の図を見せましたけど、それと一致したぐらいのレベルかなというふうに捉えておるところでございます。さて、本町ではどのような方法で定期広報物を配布しておられますか。有償で配布しておられますが、その年間の委託料の概算とその単価は幾らぐらいでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） すみません、今のご質問の前に1点、先ほどの答弁に対しまして補足といえますか追加をさせていただきます。今の考え方、申し上げました考え方につきましては今行政サイドで考えているところでもありますので、当然に地域の皆様方、あるいは地域振興会、協議会、それぞれの団体にはお話をしながら進めていくのが当然でございますので、まだそこまでの段階に至っておりません。ある程度の案ができたところで、また地域の皆様方にはどうお考えでしょうかということでお話を持っていきたいと思っておりますので、そこら辺のところはよろしくお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） ご質問のありました広報物等の配布についてお答えいたします。広報物は、毎月1回第3金曜日に各行政区長宅へ行政文書の配達を行っております。委託料につきましては、全体で年間約1600万円、単価は世帯当たり年間2400円です。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 結構要ってるんだなということも分かりました。それでは次に移りますが、町として加入促進、活動活性化、男女共同参画など自治会に対して期待する方向性を定めておられますか。定めておられる場合にはどのような自治会向けの施策等を取っておられるのか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 行政区に対しては、町と地域間の連絡調整等に関する業務の円滑化を図ることを定めた北広島町行政区長の設置に関する規則というものがあります。また自治会組織へは住民と行政との協働による地域づくりの推進を図り、魅力ある住みよいまちの実現に寄与することを目的に定めた北広島町地域協議会設置要綱があります。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） ただいまの答弁は、行政区長設置の規則と地域協議会の設置要綱の話でありまして、私が言ってる、自治会に対して期待する方向性についてはよく分からないので、もう一度お伺いしたいと思います。自治会に対して期待する方向性って何なんですかね、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 自治会というところで答弁させていただきます。自治会、まさに自ら治めるところでございますので、行政区区長とは違うところの役割として答弁させていただきます。自治につきましては、先ほども話がありましたように地域協議会の設置要綱の中に、その目的・役割が定められております。自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちでつくるとする住民自治の確立と地域住民と行政がそれぞれの責任と役割において協働したまちづくりを実践する取組が不可欠であるというところで、自治会組織としてしっかりした考えをお持ち

になって、それをまとめて、また行政のほうに伝えていただく。それは対等の立場でお話をさせていただくというようなことでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） よく分かりました。それでは大きなくりの2つ目に入ります。次に、自治会等に対する認識についてお伺いいたします。多くの自治会は、人口減少、少子高齢化など課題を抱えながら活動しています。自治会は地域住民のための自主的な組織であり、地域住民の福祉向上、防災活動、環境美化、地域コミュニティの形成など多岐にわたる役割を担っています。自治会の活動がこの町にどのような影響を与えていると認識していますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 行政区を設置することで、町と地域との連絡調整等に関する業務が円滑に行われているということ、また自治会であります地域協議会からは地域課題や住民の意見を集約し、まちづくりに関する事項について町へ提言をしていただいているところです。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいまのご答弁が業務が円滑化される、町に提言してもらえる、いずれも行政にとって都合のいいことばかりを述べられたと思うんですが、私は先ほど、この町にどのような影響があるかを聞いております。住民にどれだけのプラスになるか、そういう目線も忘れないでいただきたいなと思っております。では次に移ります。自治会はこれまで幅広く地域のつながりを支えてきておりますが、この自治会組織を維持するための考えをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 行政区が形成された背景には、地理的背景、行事、慣習、講中といったつながりから生まれてきた歴史的背景のある地区もございます。しかし行政区の範囲について、人口減少等からこのままでは維持していくことが困難になっている地区もあります。先ほど申しました行政区の見直しなど今後の在り方について検討する時期に来ているというふうに感じております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 大きな過渡期に来ているということでございます。加入率の低下や役員の担い手不足など様々な課題を抱える自治会が効果的に機能するためには、行政からの適切な支援が欠かせないと思います。自治会の活動の支援に係る町の具体的な考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 組織が円滑に機能するには一定の人だけに負担が偏らないように配慮する必要があると考えております。また、きたひろ学び塾では持続可能な地域づくりに向け、地域リーダーの育成活動に取り組んでおります。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） きたひろ学び塾、これは大きな成果を上げているのではないかと思います。とりわけ人材育成においては、その成果は顕著であるんだと思います。ただ、支援といったときに人材育成だけでなく、資金のこと、課題解決の知恵とかノウハウなどのこと、そういうことに対する支援も想定される必要があるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 議員おっしゃられるとおり、支援ということですが、補助金や

助成金といった財政的な支援だけではなく、町からのノウハウなど、知識や情報を提供する支援も重大なことだと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 多様な視点で支援をご検討いただければと思います。さて、3つ目のくくりに移りますが、地域の体育祭をやめた、敬老会もやめた、そういう地域も増えてきています。そのような中、自治会は本当に必要なんでしょうか。ここでいう自治会は、先ほど冒頭でも申しましたが、部落であるとかそういう集落のことを指します。自治会は住みやすい地域づくりのために自主的に活動を行う団体ですが、全国的には年々減少の傾向にあります。自治会に加入していない、煩わしいという声もあります。さらに自治会をめぐる様々なトラブルが発生するなどめごとの火種になっている現状もあります。このような中、自治会は本当に必要なかという記事や報道に触れることもあります。このことについて、以下4点伺ってまいります。1点目でございます。ごみステーションの利用についてでございますが、地域の中には、自治会組織がつくって管理しているごみステーションがあります。そのごみステーションにその自治会に非加入の人がごみ袋を出すこともあります。これはいかがなものなのだろうか。そして、このことは許せることなのだろうかという問いも多く聞きます。このことに対する町のお考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） ごみステーションのことなので環境生活課からお答えいたします。ごみステーションは、議員が言われたとおり、自治会で設置、管理していただいておりますので、ごみステーションの清掃美化や利用できる方の範囲につきましては自治会ごとにルールを決めておられます。町のほうへは、分別が悪く回収されないごみ袋がいつまでもある。地域以外の方がごみを捨てていく。ごみステーションを使わせてもらえないといった相談、苦情等が寄せられます。その際には、ごみの出し方や他地域からの投げ入れについての注意喚起の貼り紙を貼っていただいたり、ごみ袋に記名していただくなど、自治会での対応をお願いしたり、ごみステーションを使わせてもらえない場合には、いま一度自治会と話し合ってくださいことをお勧めしています。また、非加入の方には、ごみステーションの管理料頂くなど取決めをしている自治会もあると聞きます。ごみステーションは地域で管理していただくのを基本としておりますので、町としましては、他地域の事例をお示しするなどしてご相談に乗ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ごみ捨場をめぐるトラブルは各地で起きております。国立環境研究所が全国調査をした結果、7割もの自治体で、自治会への非加入者が地域のごみ捨場を利用できない問題を抱えていたことが分かりました。自治会加入者が減少傾向にある中、住民間の摩擦が生じるケースは増えています。しかし行政は、ただいま答弁いただいたことから分かるように、こうした問題への関与についてはやや及び腰でございまして、大半が住民同士で解決するよう求める対応にとどまっています。自治会への加入を敬遠する風潮が強まる反面、自治会の役員は、自治会に入会しなくても自治会の所有するごみステーションを使える。このことがまかり通れば会員の減少に拍車がかかり、自治会の存続は難しくなると漏らしています。地方自治問題に詳しい専門家は、ごみ収集は本来行政が担うべき仕事で、自治会は好意で協力しているにすぎないとした上で、自治会在りきの仕組みは限界に来ている。行政は根本的にごみ収集の在り方

を見直す必要があると話されていますが、ただいまのこのお話をどう捉えられますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議員ご指摘のとおり、家庭ごみ等の一般廃棄物処理につきましては、国の廃棄物処理法におきまして、市町村は一般廃棄物処理計画に従って生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬・処分しなければならないとあり、また住民は、市町村が行う一般廃棄物の収集・運搬・処分に協力しなければならないとされております。市町村におきましては、それぞれの実情に合わせた処理計画によって処理・収集・運搬方法が定められております。集積場所の設置管理につきましては条例や要綱等で自治会が行うとしているところが多くございまして、ごみ集積に関するトラブルの解決策につきましては住民同士の話し合いに委ねているところが多いと思われまふ。本町におきましても、計画におきまして指定袋に入れてステーションへ出す方法を取っており、設置管理につきましては自治会が行う仕組みを取っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） これ裁判沙汰になって最高裁までいった事例もあるようにお伺いしております。大変難しい問題だと思ひますが、今後、皆さんの声も聞きながらご検討いただければと思ひます。次に移ります。一部では自治会が形骸化し、自治会の役をやりたくないから退会するなどで自治会の機能が低下してきている現状もあります。こうした状況を踏まえ、町は自治会の現状と今後についてどのように認識をしているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 現在あります行政区という組織を存続させていくためには、リーダーとなる人の存在が欠かせないと思ひております。しかし先ほども申しましたとおり、一定の人だけに負担がかかる。負担が偏らないようにする取組も必要だと考えております。町から行政区への負担軽減を考え、充て職や行政から地区への依頼事項の見直しをすべきであると思ひております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 多くの自治会では、人口が少なくなった現在も次の役員さんをつくりながら、幅広く地域のつながりをつくるために一生懸命活動されています。一方、このままでは地域の基盤が脆弱になりかねないという危機感も忘れてはなりません。このことについては町も大きな課題として捉える必要があるのではないのでしょうか。住みやすいまちづくりを目指している町の認識をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） これまで行政区へ町行政の円滑の推進を図るために、行政区長文書の配布をはじめ町から連絡事項の伝達や役員を選出など、多くのご協力をいただき大変感謝をしているところでございます。しかし世帯数の減少により行政区の存在が危ぶまれている地区が生じていることも事実です。今後の在り方について、先ほど申しましたとおり、行政区の再編等を含め、今後の検討課題としていきたいと思ひております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいま2問続けてお伺いいたしました。おっしゃるように、リーダーとなる人の存在は大切だと思ひます。また行政区への負担軽減や行政区の再編を検討したいというこ

とですが、本当にこのことで解決できるのでしょうか。地域コミュニティの活性化に向けた支援として、人に関する支援、活動に必要な資金の支援、課題解決のためのノウハウを提供する技や知恵の支援、こういうことが重要になってくるのではないかと考えます。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 地域自治会、行政区への支援の話でございますけども、行政区と自治会ということがやっぱり混在してなかなか分かりづらいというところがございます。町の支援として今話がありましたように、よく言われる、人、物、金、プラス情報というところを踏まえた支援は当然にしていく必要があるかと思っております。その支援をするにしてもある程度分かりやすい組織体、団体にしていく必要があるのかなと思っております。行政区と自治会というものが混在した中では、どういう立場でどういうところに支援していくのかというのが非常に分かりづらいというところがあります。行政区の再編というところの話もさせていただきましたが、基本的には自治会組織として地域協議会が各4地域にあって、その下に振興会、連合会、地域自治会というふうなものがございます。そちらが自治会としての基本的な形でありますので、そちらのほうに対して今も交付金等の交付はしておりますけども、今後の地域の在り方、課題もそこで整理をしていただいて行政に伝えていただきながら一緒に課題解決、それに対するものであったり、情報であったりをお伝えしながら、これこそ協働のまちづくりだと思っておりますけども、そういうふうな形で、分かりやすい形での支援体制をつくってまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次に移ります。先ほどの部分と少し重なる部分もありますが、本町ではまちづくりを進めるために平成17年2月1日に行政区長の設置が示されました。また、北広島町地域協議会要綱が示され、平成28年4月1日から施行されました。行政区長制度の成果や課題をどう捉えておられますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 成果につきまして、行政区は地域コミュニティにおける中心的役割を果たしている団体で、町と地域との連絡調整に大変寄与していただいております。行政から地域への相談窓口として、まずは行政区へという業務の円滑化が図られていると感じております。課題については、行政からの依頼事項が行政区長へ全て偏ってしまうということが上げられます。世帯減少により担い手不足はどの行政区からも生じていることから、地区から選出してもらった委員の数の見直し等も含めていく必要があると感じております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 地域の行政区長さんがお集まりになって、毎月1回、地域の課題についてご協議をされている、そういった区もございます。区というか、地域ですね。ですが一方、この行政区長制度を鑑みると、どうも私が思うのにトップダウンの制度によって行政にとって都合のいいものかもしれません。ただ単に、区長文書の配布にとどまっているような、そういうふうな区長もおられるのではないかと思います。そういう温度差が大変激しいものがここにあるのではないかというふうに思っておりますが、一考する必要があるように思います。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ご指摘ありましたように、それぞれの区長の役割、地域によってかなり差

がございます。その地域をまとめて意見収集をし、行政に伝える役割を持った区長、先ほどありましたように区長文書を配布する区長ありますけども、先ほどから申し上げておりますように、自治と行政というところの役割が混在をしているところがこの原因になっているんだと思っております。区長が自治会長、通常言われる自治会長としての役割を持ってその地域の自治を担っているという区長さん、この2つの役割を持っておりますので、そういう状況が発生しているのだと思っております。これにつきましては先ほど来申し上げてますように自治と行政の役割というものをしっかり区分できるような体制をつくって進めてまいりたいと思っております。もう一つ、訂正ではありませんけども、先ほど議員のお話の中で、北広島町地域協議会要綱が平成28年4月1日に施行されたというふうなお話がありましたけれども、確かに施行はそうなんですけども、この要綱をつくった経緯につきましては、合併時において、地方自治、地域をしっかりと自ら守っていこうというふうな考え方の基、各地域の代表の方が集まられて、合併時において、この設置要綱をつくられて地方自治をしっかりと守っていこうというふうな趣旨でつくられておりますので、自治につきましては、この要綱を基本に合併時から進めているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは次の項に移ります。北広島町地域協議会の成果であります、そのことや課題についてどう捉えておられますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 地域協議会の成果は、自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちでつくるとする住民自治の確立に寄与していただいております。各地域協議会では、地域の環境整備活動や地域行事の開催など、地域課題に係る取組を進めています。地域ビジョンやランドデザインを策定し、実現に向け、地域協議会で取組を進めている地域もございます。また地域協議会の課題として、担い手不足のため役員の交代が難しいということが考えられます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 分かりました。地域振興会の位置づけについてお伺いします。この位置づけはどう示されているのでしょうか。また示されていないようであれば、これをどう捉えておられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 北広島町地域協議会設置要綱は、旧町の4つの地域に地域協議会を設置することを定めておりますが、地域振興会の位置づけは示しておりません。地域振興会は、地域協議会を構成する組織として、地域課題や住民の意見を地域協議会に提言するだけでなく、地域行事の企画・運営に関わり、地域にとってはなくてはならない存在だと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 振興会は地域にとってはなくてはならない存在だと認識されておられますが、それなのになぜ行政から直接振興会に対して予算計上するなどの支援がされていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 直接はございませんが、地域協議会を通しまして、地域行事

であるとか環境美化運動に対してということでの補助はさせていただいていると認識しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 地域協議会から振興会にお金が来ていることは知っておりました。ただ、これほど大事な組織をしっかり認知して位置づけておくというのは、これからの地域づくりを進める上で大事になってくるのではないかと思います。またご検討いただければと思います。これからの本町の住民自治をはじめとしたまちづくりの推進をしていくために、町はどのような方策を検討したり準備をされたりしているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） まちづくりの推進には、行政施策について町民の理解を得ながら協働で取り組んでいくことが必要だと考えております。自分たちの住む地域は自分たちで守り、育て、つくるとする考え方にに基づき、町民、自治振興会、地域振興会などのまちづくりの担い手と行政が相互に連携し、役割を分担しながらまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 自治会とか町民とかいう言葉が出てまいりました。今日はぎくしゃくしてるんで、そういうところがちょっとなかなかまち合わんでありますが、大変抽象的なように受け止めております。もう少し方策がしっかり決まったら、また今後お知らせいただければと思います。4つ目のくりに移ります。次に、人口減少社会における本町の社会教育の現状についてお伺いいたします。2018年の中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興について」は、人口減少やコミュニティーの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの重要性は地方行政全体を通じてますます大きくなるとしています。本答申を受けて、本町はどのような振興方策を取ってきたのでしょうか。時代の変化に対応した取組や地域コミュニティーの維持、活性化につながる取組など、具体的な事例についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 本町では、少子化による人口減少、急速な高齢化などの社会変化を背景に、令和3年3月に北広島町生涯学習推進計画を策定し、基本理念を学びから始まる人づくり、つながりづくり、まちづくり、～未来へつなぐ、みんな輝く「ふるさと北広島」を掲げ、理念の実現に向けた施策に取り組んでいます。具体的に、人づくりでは、スマホ教室、パソコン教室、絵本教室、読書教室など、地域づくりセンターにおける各種教室事業の実施、多文化共生など人権教育の推進、子ども教室など家庭教育支援、花田植や神楽伝承、鬨光自画像展、文化団体支援など文化・芸術活動の推進、自然環境活動の推進、東京オリンピックホストタウン事業、総合型スポーツクラブ、ラジオ体操、元気づくり推進事業など、生涯スポーツ活動の推進により住民の主体的な学びを支援しています。つながりづくりでは、チャレンジデー、いきいきサロン、青少年育成推進協議会事業など、行政組織及び地域組織の連携の推進、ボランティア清掃などを行い、コミュニティースクールでは、地域と家庭が学校活動に関わることで有機的な連携が図られています。まちづくりでは、ふるさと夢プロジェクト事業などふるさと学習の充実、きたひろ学び塾、茅プロジェクトなど、地域活動に関わる担い手の育成。作品展、文化

祭、芸能発表会など学習成果を生かした地域活動の支援を行うことで、ふるさと北広島への愛着を醸成しています。以上の方策に取り組むことで、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくりと地域づくりの実現を目指しているところです。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） その社会教育が大変多岐にわたり大きな貢献を果たしているんだなということを理解させていただきました。人口減少は大変ネガティブに考えがちですが、逆に地域の在り方を見直すよい機会にもなります。新たな地域づくりにつながっていく可能性もあります。今後のビジョンをお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） さきの北広島町生涯学習推進計画によるつながりづくりで、地域の資源を学ぶことで、この町に住みたい、暮らしていきたい、この町のために何かしたいという意識を醸成し、学びの成果を地域へ還元することで、つながりを生かした持続可能なまちづくりを目指します。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 取り組みたいことのフレームは大変よく分かるんですが、その内容について、もう少し具体的に伺いたいのではあります。ご答弁を求めます。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） さきに申しあげましたふるさと夢プロジェクト事業、花田植や神楽伝承などの文化・芸術活動、地域づくりセンターにおける各種教室や事業、ラジオ体操、元気づくり推進事業といった生涯スポーツ活動など、ライフステージに応じた様々な学びを行うことで、地域とのつながりを持ち、住民一人一人が互いを認め合い、生き生きと暮らしていける北広島町を目指してまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 社会教育でございますので、年代層もそれぞれあることと思います。今答弁いただきましたように、ライフステージに応じたところでのご対応、今後も取組をしっかりと進めていただきたいと思います。さて、それでは5つ目のくりに参ります。北広島町まちづくり基本条例からについて伺ってまいります。まちづくり基本条例には、まちづくりを行う基本原則として、まちづくりに関する情報の共有、住民参加の権利と役割などが明記されておりますが、3点お伺いいたします。まず、1点目は、住民からの要望等に対する町の対応についてです。第35条では、町の執行機関、住民からの苦情、要望、提言及び意見などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるように努めなければならないと記されています。町に要望したことが100%かなうとは思いませんが、万が一できないのであれば、できない理由を丁寧に説明したり、別の対応策を示したり、そういうことを行っていくことが求められると思います。要望は町にとってはささいなことかもしれませんが、一人一人の住民にとっては切実な願いであります。要望等に対しても、もっと住民目線で受け止めたり、個別に丁寧に説明したりすることももっと注力していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 皆様からいただきました苦情、要望、提言等のご意見いただいた場合には事実関係の調査、確認などを速やかに行い、誠実な対応を心がけているところではござ

います。また、町政に関する理解等、関心を深めていただくとともに情報の共有を積極的に進めるために北広島町まちづくり出前講座といった制度も設けております。こうした制度も活用しながら、官民協働でのまちづくりを進めているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町はやっているとか心がけているとかいう答弁が多いんですが、できないのにできない理由すら説明されていないとか、説明される時期が随分後になってからとか、そういった現実も多いんです。もう少し真摯に受け止めて、そのことについてはしっかり改善をしていただきたいと思います。2点目に移ります。住民参加の基本原則についてでございます。第16条では計画策定における住民参加の手続が示されています。町民が町政に参加していくためには丁寧で分かりやすい情報提供は不可欠です。そのような中、パブリックコメントは町民参加の手法として一般的になっています。しかし一方で、町民にとってはハードルが高いように思うこともあります。以下、お伺いいたします。町政への町民参加の手法としてのパブリックコメントに対する町の認識をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 広く皆様のご意見をいただく手法の一つとしましてパブリックコメントという方法は大変有効であるというふうには捉えております。本町ではそのほかの手法としまして、町ホームページの意見等の受付や本庁・各支所にまちづくり意見箱、こうしたものを設置して業務等を進めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） パブリックコメントは大変有効であるというふうにお答えいただきました。そのほかいろんな取組をされておるんですが、多くの町民の声が届けられるようになっていると理解されておられますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 行政サイドのほうとしましては、今ある方法、今申し上げたような方法でできる限り皆様の声を拾い上げていくというような考え方のもと、業務を行っているところでございます。皆様にその部分が届いているかどうかというところにつきましては、もし届いてないという声があるのであれば、それは反省点として次の施策に生かしていかないといけないというふう考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それは町民や行政にとって、これまでどのような効果があったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） パブリックコメントについて申し上げます。令和4年策定の第2次北広島町長期総合計画、令和6年策定の第3期北広島町総合戦略などにおきましてパブリックコメントを実施させていただきました。その中でご意見等いただきまして、幅広い年齢の方から様々なご意見がありました。計画への反映も行うこともできましたので、官民協働のまちづくりの手法としましては効果があったというふうには捉まえております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 計画への反映もできたということで、随分な成果があったように伺いました。住民参加の手法としてパブリックコメントの活用は大切でございますが、課題をどう認識され

ているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） パブリックコメントの課題でございます。課題としましては、内容の周知、その制度の内容を皆さんに分かってもらうというところ。それと実際にパブリックコメントを実施する時期と期間、こうしたものをどうするかというところに課題があるというふうに捉えております。重要な計画策定時にはパブリックコメントの実施期間、分かりやすい資料作成であるとか周知、広報など、改善の必要があるのではないかとこのふうには考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 改善が必要だということなんですが、今後、これからの様子も見られながらご検討いただければと思います。パブリックコメントの提出者に対する対応であります、どのようにされておられますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和4年策定の第2次北広島町長期総合計画改訂版、令和6年策定の第3期北広島町総合戦略、こちらの2点についてお答えをいたしますと、パブリックコメントにつきましては個別の対応というのはしておりません。しかしながら、全てのコメントにつきまして対応等につきましては、町のホームページで掲載をして公表させていただいておるような次第でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 住民の人口規模もあるんですが、このパブリックコメントを出してくださる方はそんなに多い数ではないんじゃないかなと私は思います。せっかく声を届けてくださったので、その人に対しては、もっと人と人の温かい対応があってもいいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。さて、3点目でございますが、まちづくりに関する情報の共有について伺います。まちづくりに関する情報の共有は具体的にどのように行っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 具体的には、まず区長会、まちづくり懇談会、こうしたもので事業の説明でありますとか情報共有、こうしたところで行っております。そのほか個別に要請があった場合にはまちづくり出前講座というのも開設するようにはしております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 区長会が158人ですよ、まちづくり懇談会、参加人数調べてみたら、そんなに多くはないですよ。これでは十分に共有ができるというふうに私は思えません。もう少し工夫が要るんじゃないでしょうか。今後またご検討いただければと思います。2つ目に移ります。情報共有のための制度であります、情報共有のための制度として、住民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度などを機関として取り組むとしております。具体的には町政懇談会、まちづくり意見箱、町長対話室などの取組を行うとしておられます。どのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 本町の取組としましては、今議員がおっしゃられましたように、本年度につきましてはまちづくり懇談会、本庁・各支所に設置のまちづくり意見箱、それから町

ホームページにありますまちづくり意見箱、こうした取組を引き続き行っております。まちづくり出前講座というのも先ほどお話をさせていただきましたが、個別の事業における説明会等、こうしたものを活用しながら随時行わせていただいているというような状況でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 先ほどまちづくり意見箱のことに前の質問のあたりでもご回答ございました。まちづくり意見箱についてお伺いしてみたいと思います。これはどこにあってどのように設置されているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） まちづくり意見箱の設置場所ですが、本庁と各支所に設置をしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 設置場所は分かるんですが、用紙は適当に自分が何かために書いて持っていけばいいんですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 用紙も、一応ルール上は用紙というのを定めさせていただいております。ただ、その用紙にそぐわないものについては受け付けないというようなことは考えてはおりません。要望としましては受けさせていただくように考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） この役場にある意見箱の横に用紙も置いてあるのは知っておりました。用紙が何枚置いてあるか知ってますか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） すみません。そこまではちょっと把握しておりませんでした。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ここ何日かずうっと調べておりましたが、たったの1枚です。たったの1枚で本当に住民の声を聞こうとする姿勢を示すことができるんでしょうか。どうもおかしいんじゃないですか。そのほか町民の皆さんの声としては、まちづくり懇談会は役場の人の威圧感でいっぱい、意見箱には意見をそっと入れたいんだけど、まちづくりセンターにも置いてくれないかなという声も聞きます。もっともっと住民の声を丁寧に聞こうとする準備や姿勢が要るんじゃないですか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 行政が行う事業としまして、こうしたまちづくり意見箱の設置というのを定めておるわけでございます。設置されてからしばらく時間もたっているという状況もあります。そうしたご意見等いただきながら、改善できる部分につきましては改善、また声を聞き入れて直せれるところ、修正すべきところというのは真摯に受け止めて修正させていただければというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 先ほどの住民の声も大切にしながら改善を図っていただければと思います。なかなか周知が間に合っていないのもあるんじゃないかなと思いますので、その辺も取り組んでいただければと思います。情報共有のための制度として、住民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度など機関として取り組むとしておられますが、これをどう評価されておられます

か。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 北広島町まちづくり基本条例、こちらにおきまして新しい北広島町をつくり上げるためには住民と町が支え合う官民協働と、自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治の発展が必要であると定めております。そうした視点からも住民の意見、提言がまちづくりに反映される制度、こうしたものにつきましては非常に重要であるというふうに捉まえております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 住民の意見、提言がまちづくりに反映される制度が重要なのは当たり前のことです。私が今聞いているのは、それを町がどう取り組んで、それをどう評価しているかということ。再答弁を求めます。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 意見等につきましては、先ほど申しあげましたようにまちづくり懇談会でありますとか、あるいは意見箱、そうしたところでのご意見等を募らせていただく、その中で町として改善すべき点、実施すべき点、実施を検討すべき点、または実施しないという内容の確認、もしくは施策へつなげるという目線で確認はさせていただいております。ただ、それが皆さんのほうに伝わっていないというところでありまして、それは町側としてはアピールですか、お伝えすべきことがお伝えできてないというふうに真摯に受け止めさせていただいて、今後の反省点にさせていただければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 次に移ります。明石市の取組でございますが、明石市のタウンミーティングの取組、市長へのおてがみ「まるちゃんポスト」の取組についてでございますが、ご存じでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 明石市の取組、タウンミーティング、市長へのおてがみ「まるちゃんポスト」については存じ上げております。内容的には、明石市が取り組んでおられるタウンミーティング、こちらはまるちゃんカフェ、いわゆる市長のお名前を取られたんだというふうには考えておりますが、そういう名前で月に1回程度実施をされております。参加者は公募で募られて、テーマを決めて実施するものや、あるいはテーマごとにグループで、その場でグループに分かれられて意見交換を行うもの。そうした形にとらわれない形で住民、市民の皆さん同士の意見交換、もしくは市と住民の皆さんの意見交換という場を設けられているというふうに考えられております。ちなみにこれユーチューブでも発信はされてると思いますので、こちらでも確認させていただきました。また、まるちゃんポストにつきましては、これは丸谷市長様に直接市民の方からの手紙が届くという制度ということになっております。行政の間を介さずに直接市長のほうに届く手紙ということになります。この中身は一応ご意見とか施策提言というふうには考えておりますが、市長のほうからの回答はないというふうに情報としてはいただいております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） そうですね。まるちゃんカフェ、丸谷聡子市長のまるちゃん、丸を取ってまるちゃんなんだと思います。こうした取組をどう受け止めておられますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 住民の皆さんのご意見を聞くという視点から非常に有効な取組であるというふうには認識しております。本町におきましても町政について町長と直接対話ができる「ようこそ町長対話室」として各地域をお伺いしたという事業もございました。こうした明石市の例に限らず、全国各市町村たくさん好事例ございますので、そうしたものを参考とさせていただきますながら、よりよい手法を取り入れていければというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） このタウンミーティングですが、年間最低12回はすると。月1回はするというところでございます。各地域別でのこともされるようです。明石市を5地域に分けてやっておられるようです。また別途若い人の声を聞く、障害を持った方の声を聞くというふうな対象も区分けされながら取組も進めておられます。本町においても若い人の声をしっかり聞くというのは、今後のまちづくりにおいて大変有効なんではないかなと思います。ぜひご検討いただければと思います。最後になりますが、北広島町の地域コミュニティとこれからのまちづくりについてお伺いいたします。町行政が住民の声を聞くということは不十分だと思います。何か決まってから説明会で意見を聞いたというのでは、声を聞きおくことにしかありません。これからどうしたらいいか等住民の皆さんと一緒に考えることがすごく大事なのではないのでしょうか。住民の声を聞く機会をもっともっと増やすと同時に、地域コミュニティを活性化していくことを切り口とした取組を行うことで、地域をよくするために貢献しようとする自負心、いわゆるシビックプライドを高めると同時に、住みやすいまちづくりを前進させることができると考えます。今後の住みやすいまちづくりの創造と具現化について、町長の所見をお伺いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 町政を運営していく上で町民の皆さんの声を聞かせていただくこと、また、そうした声を施策に反映させていくことは非常に重要なことだと捉えております。このことから、本町ではまちづくり基本条例を制定し、先ほど来ご答弁させていただいているような手法により取組を進めているところであります。その中で、議員ご指摘のとおり、先ほど申し上げた計画策定時におけるパブリックコメントについての課題、住民の声を聞く場やその手法など不十分な点があれば改善していきたいと考えております。また新たな取組についてもしっかり議論しながら進めてまいりたいと考えておるところであります。北広島町まちづくり基本条例に定めております「地域の資源を生かして暮らしの安心と美しい自然を守っていける住みよい北広島町」を官民協働でつくってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 1万7000人の町民の願い、思い、気持ち、これをしっかり束ねていく、このことで町民の心をしっかり捉えていただきたいと思います。まず、先ほども町長もお答えになられましたが、町民の声をしっかり聞くこと、その機会をしっかりと設けていくことが何より重要なのではないかと思います。そのためには聞こうとする姿勢、問われたことへの返し、人と人との関わりであります。何よりそれを大事にされていくことを忘れないでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 07分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。8番梅尾議員の発言を許します。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。これまで20年間、80回目のこの壇上に上がって一般質問をさせていただくということを非常に喜んでおるところであります。1回に2問から3問ぐらい一般質問させていただいておりましたので、これまで町民の方たちの意見や私の考えなりを執行部と提案、あるいは私の考えなりを述べさせていただいてきておるんですが、約200問ぐらいに当たるのかなというふうに自分で振り返ってきているところでもあります。そしてまた80回この場にいますけれども、今回は、8人の議員が一般質問をされましたが、唯一初めてトリを取らせていただくということで、これも80回で初めてこのポジションを与えていただいたということになるわけですが、前置きはさておきまして、そろそろ本題に入りたいと思いますが、今回は2問にわたって一般質問をさせていただきます。まず、1問目でありますけれども、特殊詐欺被害の対応急務ということでもあります。残念なことでもありますけれども、昨今は、安心して日常生活を送ることが困難になってきております。特に高齢者の方たちは、これまで周りの人たちと協力しながら、信頼し、信用して、疑うことなく生活をしてこられたというふうに思っています。ところが最近、オレオレ詐欺、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺等架空料金請求詐欺などによる詐欺が身近で横行しております。新聞紙面でも、詐欺防止に協力をしたということで金融機関の職員さんやコンビニの店員さんの方が警察表彰を受けられたということが載っていたりしています。しかし、表に出ない事案がまだまだたくさんあるのではないだろうかというふうに思っているところでもあります。全国の被害件数は1万9038件、被害額は452億6000万円だということにお聞きをしております。この通告文を出したのが少し前でありますから、もっとこれよりもたくさんの方の数、あるいはたくさんの方の金額が被害に遭っているだろうなということが容易に想像できるわけでもあります。そして、広島県内での昨年の特殊詐欺被害は294件、11億6000万円強だと県警が発表しております。息子や警察官を名のり電話をかけてお金をだまし取るオレオレ詐欺が全体の7割を占める大変な状況であります。そこでお聞きをいたします。北広島町での過去3年間の被害件数と被害額をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 北広島町での過去3年の被害件数と被害額について総務課からお答えいたします。北広島町内における過去3年の特殊被害状況につきましては、広島県警ホームページで発表しておりますとおり、令和4年は認知件数ゼロ件、令和5年、認知件数2件、被害額319万7000円、令和6年が認知件数2件、被害額107万9000円となっております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。

- 8番（梅尾泰文） テレビ報道あるいは新聞紙上で聞いていた状況に比べて、北広島町の場合はかなり件数も少ないですし、被害金額も少ないということで安心をしたところであります。少ないにこしたことはありませんが、これからどういうふうな状況がこの山間部にも、田舎にも波及してくるか分からないというふうな状況があります。そこで件数、被害総額は分かりましたけれども、どのような事件が多くて、どのような対応されているのかということについてお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 千代田交番に確認しましたところ、過去3年間の認知件数4件のうち2件が還付金詐欺、1件が架空請求詐欺、残りの1件が警察官語り詐欺となっております。対応につきましては、令和4年から開始されました広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」で公開されており、また、山県警察署から未遂事件等発生した場合は、町内告知放送で全町へ周知し、千代田交番からは毎週ちゅピCOMコムで「交番からのお知らせ」の放送を行い、注意喚起をいただいているところです。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 分かりました。役場のほうから、あるいは警察のほうからはいろいろと町民向けに分かりやすいような情報なり対処の仕方をお伝えいただいているんだろうというふうには思うんですけども、例えば割と若い人たちがそういう情報を聞き取って理解をするという場合と、それから高齢者の方がどちらかというと、分からないうちに詐欺にかかってしまうというふうなことが多いので、そういう方たちが理解できるような方法で伝わるというふうな考え方はありますかありませんか。それができますかできませんか。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） おっしゃられるとおり、被害に遭われる方のほとんどは高齢者の方であるというふうな感じは持っております。こちらから発信させていただく注意喚起についても分かりやすく、若い方から高齢者の方へ伝わるように今ある情報ツールを確認し、もっと分かりやすく伝えていけるようにしていきたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） そういう言い方しか返ってこないというふうに思いますし、私が答えるにしてもそういう答え方だろうなというふうに理解をしております。このような詐欺被害が起こるという場合は、まず自宅訪問、事件が起きるのは自宅に來られてからそういうことが起こるのか、あるいは電話によって誘導によるものになるかということについてはいかがでしょうか。どういう例がありますか。
- 議長（湊俊文） 総務課長補佐。
- 総務課長補佐（田村智行） 町内で発生しております認知件数4件のうち2件還付金詐欺と先ほど申しましたけども、いずれも電話による誘導だったと聞いております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 電話による勧誘やら誘導があるということであります。電話機にもいろいろな機能のついたものがありますから、そういうことを防げるような電話機といいますか、そういうものを求めてすればいいわけであります。例えばですけれども、広島市が2023年度から、言うてみれば、電話によるいろいろな詐欺行為が行われるようなことがあった場合に、電話機でそういう勧誘をシャットアウトするといいますか、あるいは録音をして音声を残す、あ

るいは実際はおうちにおられるのかもしれませんが、留守番電話という対応で音声を録音するというので、生で対応しないというふうなことが広島市ではあるんだそうであります。その方法を広島市が取っていますから、そのときに上限はありますけども、そういう詐欺被害にかからないような電話機を設置をして、事件防止をするために使われるような機種を取り付けた場合に補助、補助限度額はあります。1万円という金額はあるそうでありますけども、そのものを取り付けるということで被害が少なくなったということや、あるいはそのものを利用したいと言われる方が、広島市が一応予算上組んでいた金額をも上回って、予算を組んでいた数よりもその求めたい人たちのほうが増えたということをお聞きをしているわけですが、そのような情報はお聞きになっておられますか。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 広島県内におきましても、先ほど議員申されました防犯機能付電話機の補助を取り入れている市町があるというのは聞いております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） なかなか淡泊なお答えで、だけど承知はしておられますよね。それがやはり親里から離れた子どもさんたちがやっぱり親を気遣って、そういうふうな機能付の電話なりを設置をしようというようなことを親のほうに言うそうであります。そういうふうな形で、やはり広島市も予算化をしていたものよりも利用者のほうが多くて、予算が一気に使われてしまって、補正予算をせにゃいけんようになったというふうな話を聞いたんでありますが、そのような話の中で、北広島の場合は特にお年寄りの一人世帯も街に比べたら多いのかなというふうに私が予想するんでありますが、そういうふうなときに、金額的にも、広島市の場合で言っても、1機つけるのに電話機が5万円要っても上限が1万円ですよというふうなことで仮に済むとすれば、そんなに予算がひっ迫して、行政の運営が行き詰まるというふうなことはないんだろうと思うんですが、私が一般質問を出してからこっち、そういうふうなことをちょっと考えてみようかなというふうなことは協議されましたでしょうかね。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 現在、北広島町では防犯機能付電話の補助導入について実施をしておりますけども、それに代わる方法として、ちゅピCOMのIP電話迷惑電話ブロック機能というのを町民の方でもご利用いただいている方がいらっしゃいます。特殊詐欺は人間の心理をうまく利用して行われ、どんな人でもだまされる危険があると聞いております。手口が巧妙化しており、被害を防止するため詐欺被害を受けずに済むよう遮断しておくことは第一に考えるべきことであると思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、私はおうちに設置をする電話、固定電話のことを言うわけでありましてけども、この町にもあんしん電話というのがあって、これもNTTさんとの協力を得て設置しておられるのかどうか分かりませんが、これもかなりの利用者がおられて、中身については、今私が言った固定電話のというのとは違うかもしれませんが、その差が言ってみれば、一人家庭のおじいさんおばあさんという言い方をしちゃ失礼かもしれませんが、その方が心配をする部分が少しでも軽減されるというふうなことだろうというふうに思うんですが、そこら辺の中身についてちょっとお聞きしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

- 福祉課長（細居治） あんしん電話に関することですので福祉課のほうで答弁のほうさせていただきます。町内で今あんしん電話の設置件数が1月末現在で113件あります。今年度からセンター方式という形になりまして、今まではボタンを押せば消防署のほうへつながっていましたが、今年度からは設置事業者のほうのコールセンター、24時間オペレーターが待機している場所につながるようになりました。もちろん今までどおり緊急の対応もですが、それ以外の生活相談に関すること、自分の体調に関する相談等も24時間オペレーターが対応していただけますので、そういった、もし困り事があれば、そちらのほうへ相談していただけるような体制のほうは整っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 今のはオペレーターが24時間待機しておられて、そこで固定電話、自宅の固定電話からつながるようになっていて、いいんですね。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 固定電話のほうであんしん電話のほう設置もさせていただいております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 113件というのは、本人さんがそういうふうな申請をされて業者さんが24時間対応して、113人の方から個人的なご相談があったときに対応するというので、以前のように役場の福祉課に連絡が入ったり、あるいは消防のほうに連絡入って、やはりそれ動かないけんというふうなことは例が違うんですね。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） その内容については、そのコールセンターのほうから、もちろん緊急であれば消防署、福祉課のほうで対応しなければいけない事案であれば福祉課のほうに連絡が入るようになっています。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） すみません、113名の方、113件という、件はどうして決定になったのかというのをもう一度詳しくお伝えください。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 本人もしくは家族の方がやはり心配されて、まず申請をされます。それに基づいて福祉課のほうで決定のほうさせていただきます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） なかなかいいシステムに乗っかっているのかなというふうに思いますが、当然この113件についてはどこかと契約をしておられるわけでありまして、そちらへの支払いというのは当然生まれてくるだろうというふうに思いますし、113人の方がコールセンターに電話された場合には、電話料金は当然要るのかもしれませんが、それ以外のご負担は個人さんにはないのかどうか、お聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） まず役場のほうから1台当たり一月1304円、保守委託料として払っております。それで設置されている方につきましては月額500円を負担させていただいております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 分かりました。非常に安価に利用ができて、安心を受け取ることができる

ということで、この113件の方についてはまずは安心かなというふうに思いますが、そういう方向に、町としてまだ113件しかない、113件ある、どちらをどう取るかということですが、この数をもっと増やしていったほうがいいというふうに思われるか、この昨今の状況の中でですよ。1万円の限度はあったにしても補助金で対応するという、広島市とは違って、北広島町の場合は500円で利用できるよという方法を選んでおられるとすれば、増やす必要があると思われますか、待ちよれば増えますよということになるのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 今高齢者世帯が減ってきているということもありまして、ちょっと設置件数が年々減っている状況ではありますが、やはり見守りが必要な方だとか、家族の方が遠方におられて心配と思われる方は、ぜひこれを利用していただければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 高齢者の方が減っているというのは私初めて聞いたんでありますが、減っている理由は、亡くなったから減ってるんですよということなのか、いや、単純に利用者が減っているということなのか、もう一度そこら辺を詳しくお伝えください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 単純に利用者が減っているという部分もありますが、高齢者自体もちょっと減少傾向にありますので、どちらの理由にも該当すると思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 先ほどから一気にあんしん電話のほうにちょっと話がいつちゃったんで、電話機以外にも詐欺の予防対策はしなくてはならないというふうなことも考えられるわけですが、警察等ではそういうふうなところは専門的に考えておられるということがあるかもしれませんが、行政のほうと協議をしながら、今のようないろいろな詐欺事件があるという部分をどのように対応できるかな、電話をシャットアウトすればいいよということだけじゃなくて、ほかに言うてみれば、まちを歩きよって瓦がずれそうなんですよいうてから、点検に入ったり、いろいろと昨日も一般質問の中にもありましたように消火器の設置を義務づけられているからというふうな強制の呼びかけをしたりして高額なお金を取るというふうなこともあるやに聞いておるんで、そこら辺も含めてどういうふうな状況で、どういう対処の仕方があるのかなということをお考えなのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） よく言われていることですが、1日のATMの利用限度額を下げておく。離れている家族と小まめに連絡を取り、家族にしか分からない合言葉を決めておくことも有効であると考えられます。常に自分が狙われているという意識を持ち、これは詐欺かもしれないと気づくことが大切だと思います。冒頭に議員が述べられたように、最近ではコンビニや金融機関の窓口、ATMでの声かけなどが行われ、被害が未然に防止されたという事例もあります。特殊詐欺被害は様々な手口があり、その手口が日々変わってきていると言われております。今どのような被害が行われているのかということを知ることも詐欺被害の防止になると思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いろいろな被害防止の方法というのは、複数人であれば考えてみるというこ

とも必要だろうというふうに思いますが、いずれにしても高齢者の方たちが被害に遭われる場合が多いということで、繰り返しになるかもしれませんが、高齢者の方に理解をしてもらって、高齢者だけじゃなくて、誰もが巧妙な詐欺には乗っかりやすいという条件は同じであります。そうはいうても、一番冒頭に言いましたように、信頼し、安心してずうっと暮らしてきた人たちにとったら、人がうそを言うとかだますとかいうふうな思いは持っておられない人のほうが多いような気がします。息子の名前を語ったら、すぐに本当に信頼して急いでキャッシュカードでも探しに行ってお金でも下ろさないけんのかなというふうなことへ追い詰められてしまうというふうなことがあると考えられます。そこでやっぱり行政がどういうふうな手だてをしながら、お年寄りがどこに相談をしたらいいのか、安心できるのかなという部分があればお教えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） 相談窓口につきましては、山県警察署、広島県警本部相談窓口、北広島町消費生活相談室、また広島県生活センターなどが相談窓口としてございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いろいろとお聞きをしてみましたけれども、例えば、これ最後にしますけれども、ATM等で振込をされた場合、その被害額というのは大体返ってきているのでしょうか。いやいや、返ってくるものではないということが多いいんかなと思いますが、いかがでしょうか、そこら辺。分かればいいんです。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（田村智行） すみません、詳細については分かりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 多分戻ってこないのかなというふうに思いますから、だまされないように、まずは気をつけることが大事なのかなというふうに思います。それでは2問目に移りたいと思いますけれども、お米づくりの今後はということであります。農水省は、耕作されず荒れている荒廃農地が2023年度、国内で25万6700平方メートルとなり、前年度から1.4%増えたと発表しております。都道府県別では、20都県で農地面積の荒廃農地面積が10%を超えた。中でも中国地方、四国地方はその割合が高いと発表されています。過疎化の進行や農業者年齢の高齢化などの影響でありましようが、そこで、まずお聞きをしてみたいと思います。北広島町の荒廃地の状況はどうでしょうか。ファブリダム等の給水不安の中、営農が困難な状況をどう乗り越えるのかも課題であります。北広島町の荒廃地の状況と今後の見通しも踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 荒廃地の農地の状況につきまして農林課からお答え申し上げます。現在、町内の再生利用が困難と見込まれます荒廃農地の面積は128.2ヘクタールでございます。1年で約16ヘクタールから19ヘクタール程度増加しております。このような荒廃農地の増加の要因としましては、山あい、谷あいの農地など自然条件が悪いこと、また高齢化や人口減少などに起因する労働力の不足などが考えられます。このため本町では次の取組によりまして、農地の荒廃防止の取組を努めておるところでございます。まず、条件の悪い農地を守るために再ほ場整備やスマート農業を推進いたしまして、効率的な営農に資する事業に取り組んでおります。次に、農地や農道・水路など、営農に必要な維持管理を行うため中間地域等直接支払制

度でございますとか、多面的機能支払制度を活用いたしまして、地域や集落での共同活動を支援しております。また農地中間管理事業を活用いたしまして、耕作が難しくなった農地の担い手への集積・集約を促進いたしまして、効率的な農地利用を図ることができますように、広島県の農地中間管理機構と連携しながら取り組んでるところでございます。これらの施策を通じまして引き続き農業者と協力しながら、農地の荒廃を防ぐための取組を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 具体にお聞きをしてみたところでありまして、これまでよくスマート農業、あるいは再ほ場整備事業というのをいろいろなところでよく聞くわけでありまして、再ほ場整備というたら大体、意味的には分かるんでありますが、そういうふうな広い面積のところがこの中山間地になかなかないわけでありまして、どういうことを言うってんかないのをもう少し深く聞き下げてみたいと思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） やはり今後人口減少、農業従事者の減少に伴いまして、いかに少ない人数で管理していくことが重要というふうに考えております。また、いろいろアンケートを取りますと、やはり草刈り、畦畔の草刈り、あるいは水路の維持管理が一番負担になってるというふうな声も聞いている状況でございます。このような対策を含めましてスマート農業、いわゆる水管理、実証試験も行っておりますけれども、水管理の自動化でありますとか、畦畔の草刈りにつきましても、ラジコン草刈り機はありますけれども、本町のような中山間地域でなかなか機械がちょっとこけるとか、そういった声も聞いておりますので、畦畔を緩やかにして、ラジコン草刈り機が十分活用できるような、そういった事業につきまして再ほ場整備をしながら、そういった事業を進めながら取組をして、スマート農業が十分生かせる農地等も整備しながら、そういった対策をしていきたいというふうに考えております。今現在、各地域での取組を進めておりますけれども、まずは各地域でモデル事業的なものを取り組んでいこうということで、現在、地権者等の地域での話合いも進めておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 水路の管理とか、草刈りの管理を大型化をしていくというのは分かるんでありますが、再ほ場整備をして、1枚1枚が、例えば1ヘクタールぐらいの田んぼをつくっていく。あるいは集積した農地を広くしていくためには、それこそかなりの経費がかかるわけでありまして、以前行ったときには、言ってみれば反当たり80万円ぐらいあたりは国が見てくれたがというふうな、そういう経費の部分を私は聞かずに再ほ場整備というのをこれまで耳の中に入れさせていただいておるんですが、そこらを踏まえて、本当にこの北広島町の中に再ほ場整備に該当するようなそういう平野はないわけですが、盆地もないのかもしれませんが、そういう農地があるんでしょうか、いかがでしょうか。そこら辺お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず進めようと思っている事業につきましては、限りなく分担金が発生しない形での事業を今考えております。基本的には様々な事業がありますけれども、一つの事業といたしましては、農地中間管理機構関連整備事業、これにつきましては、工事の分担金は要らない事業でございます。国・県・町のほうで全ての事業を見ることになっております。もう一つが農業競争力強化農地整備事業、これにつきましては分担金が発生する事業になりますけ

ども、基本的には先ほど言いました分担金が発生しない事業のほうで進めていきたいと思っております。ただ様々な条件がございますので、議員おっしゃられますように、各地域でその事業の取組につきましては、また地域の話聞きながら、そういった中で事業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ですから、こういう事業があつて分担金もないものがありますから、そちらの地域はいかがですかというふうなことをやろうというふうに地域が決めるかどうかということですね。例えば、狭いところで広くしようよと思つても、のり面ばかり大きくなってから、草刈り面積のほうが多いじゃないかというようなことになったんじゃ、せんほうがよかつたということにわけがありますから、そこらは地域でよくよく考えた上で、分担金のかからないようなところを踏まえて取組を進めてみてくださいということでもいいですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員おっしゃるとおり、そこが一番重要なところでございます。あくまで地域の合意形成が重要でございますし、事業の観点から、やはりのり面ばかりできて、田んぼが小さいということになりますと、なかなか費用対効果、そういったところもございますけれども、地域にしっかり入らせてもらつて、こういった事業の紹介があります、今後将来見据えたらこういった取組が必要で、一緒になって考えていきませんか、そういったところ含めまして事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をしました。それでは、この町も荒廃地が増えているという数字もお聞きをしました。作付面積も減つて収穫量も減るということにつながるわけでありまして、ということがお米不足を招くことになるということでありまして、今、スーパーとかの店頭にお米が足りないというようなことが言われておりまして、今日の中国新聞見ましても、政府が備蓄米を21万トン放出するというふうに載っております。値段はどうなんかなうたら、値段は市場価格じゃけえ高かろうというふうなことを大臣は言うておりましたけれども、いずれにしても主食である米が足りないというふうな状況になってはならないし、またJAが米を買取りをしてくれる価格と店頭に出ている価格の差はどこがもうけるのかは分かりませんが、かなりの差が出ているというふうなことが現状としてあるわけでありまして、米のないという状況、どのような方向で乗り切れればいいのかというふうなことを思いますが、どちらにしても作る農地がだんだんと減つてきておるわけでありまして、その状況をどのようにまず把握をされておられますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 米の価格等のことでございますけれども、議員ご質問の昨年からの市場におけます米の価格につきましては、町民の皆さんも大変関心が高いと思っております。県内におきましても、集荷競争が激化していることは報道されておると思っておりますけれども、このことにつきましては、政府の江藤農林水産大臣も記者会見等で、生産量につきましては、令和6年産につきましては前年産より18万トン多くなつておると思つて、足りないはずがない状況である。それから価格が健全な状態であるならば、できるだけ正常の状況に戻すように準備していきたいというふうに、そういった発言をされておると思つて、先ほど新聞報道にありましたけれども、農業新聞にも載つておると思つて、流通不足を受けまして、備蓄米を21万トン放出

するということが方針が決められたところでございます。まず、当面は15万トンを放出しまして、その後また6万トンを出すというふうなところでございますけれども、それからやはり備蓄米が出ますと、やはり米価が下落して生産者が販売する買取価格が下がるんじゃないかということが懸念される状況もございますので、この備蓄米につきましてはまた政府が買い取るというふうな、そういった仕組みになつてるといふような状況でございます。また価格動向につきましては、価格は市場が決めるべきとして回答等は差し控えている状況でございます。町といたしましても、安定した米価の維持でありますとか、食糧安保を踏まえた農業所得の向上につきましては現在も国へ対して要望しておりますけれども、引き続き必要な要望等は行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） よく分かりました。ちょっと今度は質問の方向を変えますけれども、地球温暖化によって従来生産されていたお米から生育期間も変化しつつあるので、例えば新潟県では極早生品種の新潟135号という品種が改良された。8月に収穫をするというふうなことも進められておりますが、今、二期作、4月に植えたお米を8月頃に収穫をして、その後、水を張って肥料を入れて、ひこばえですね。二番穂に水を入れて追肥をして、その二番穂も収穫すると。農地面積が減っても収穫は追いつくような可能性があるんじゃないかというふうなことが言われておりますが、その点について、この北広島町でも該当するというふうにお考えかどうかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 再生二期作でございますけれども、これにつきましては令和5年10月に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が公表した研究成果に基づきまして、島根県内の農事組合法人が令和6年産におきまして取り組んだ事例だというふうに思われます。この再生二期作でございますけれども、通常二期作につきましては、沖縄県等の生育可能期間が長い地域におきまして、水稻を一度移植収穫した後に、もう一度移植収穫するものでございますけれども、この再生二期作につきましては、収穫後に切り株から発生いたしますひこばえ、これを栽培、収穫するため、通常二期作で行われます二期作目の育苗でありますとか移植は不要でありまして、また適切な管理を行うことによりまして、通常の一季作だけの収量にこれを比べまして増収も可能であるため、生産量当たりの生産コストの削減が期待されるものでございます。適用可能地域といたしましては、関東より西側の温暖な地域を想定されていることから、本町も適用可能地域に該当する可能性はあるというふうに思われます。ただ、課題といたしましては、自脱型コンバインの使用が困難、いわゆる穂丈が短い状況でございますので、普通型コンバイン、汎用コンバインの使用が必要であります。それからやはり肥料、農薬の施用量の増加によりましてコストの増加でありますとか、生育期間を通じました用水の確保などが必要になります。また有害鳥獣対策もやはりひこばえを食べにくることでございますので、そういった対策も必要になります。こういったことがございますけれども、引き続き行われます実証試験等の結果は注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 従来沖縄等では早く植えて収穫をして、もう一度田おこしをして水を入れて2度目の稲作づくりを進めるということは聞いておりましたけれども、そうではなくて、一期目の刈り取りをして、ひこばえ、少し高めに刈るんだそうでございますが、下から40センチ

ぐらいのところを刈って、すると養分が残っているから、それが、そのひこばえが実をつけて、11月近くぐらいに穂が実って刈り取りができるというふうなことが書いてあって、ちょっと画期的などうか、これが本当にできれば、それこそ作る面積は変わらないのに若干でも収量が増えて労力も減るじゃないか。水と肥料だけでいいとすりゃいいじゃないかということでありましたが、今、課長が言われる課題として、二番穂を刈るとすれば短いから、コンバインに入り込むのにもみがついてるところが落ちないよということが課題だよということと、肥料のやりようが少し違ってくるよというふうなことがあるんで、これは今からこの町にも該当するようなことになるのか。コンバインを変えていかにやいけんということになるのか。そこら辺は、これから先研究できることだろうとは思いますが、そのところもう一度、課題の部分の克服をするにはどうしたらいいかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） おっしゃったように穂丈が短い関係ございますので、通常でコンバインで刈り取りますと上に上がらない。そういったことがありますので、やるとなりますと、コンバインを新しく汎用コンバインを整備する必要があるんじゃないかというふうに思っております。ただ、麦、大豆、あるいはそば等の汎用コンバインを持っておられる各地域もございます。そういったところございますので、そういったもの活用できるか、その辺のことにつきましてはまだ研究していく必要があると思っております。肥料につきましては、まだそういった事例が広島県内にもない状況でございますので、こういった営農肥沃といいますが、そういったものが必要になるかにつきましては、また県の指導機関含めて研究していきたいと思っております。用水につきましても、通年、普通、盆以降は水が要らないというところから、11月ぐらいまで水が必要になってきますと、なかなか水が辛いところでありますとできない。もう水を通常栽培と重なっておりますと、水を落としてしまうということと農地とのバランス、あるいは病虫害はどうしていくのか。そういったところも様々な課題等があるというふうに思われますけども、いずれにしても今後研究していきたいと思っております。それから令和6年産の米価につきましては、一定程度高い値段でありましたけども、それが引き続き維持できるかというのは不透明な状況でございます。一方で農業資材につきましては、高い価格が継続すると見込まれますので、農業所得の向上に向けましては、こういった新たな取組、こういった二期作でありますとか、現在実証試験、来年度も実証試験する予定にしておりますけども、直播き栽培、そういったところ含めて新たな取組につきましては、今後とも研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今のような課題を乗り越えたら何とかなるのかなというふうに思っております。私も去年までは、はで干しでお米を3反ほど作っておりましたけども、今はコンバインで刈っておりますので、コンバインでちょっと高めに刈って、一番穂はコンバインで高めに刈って、肥料やって水を入れて、次に今度は二番穂ができればバインダーで刈って、ハーベスタでこごうかなというふうなことを思うとるんですが、その例をちょっと今年やってみようかというふうに思うとるんですが、どういうふうな方法で、今の同じ田で二期作ができるかという研究を私なりにもしてみたいというふうに思いますが、今の考えを聞いていかがでございますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） あと品種等の問題もあるというふうにいるろちょっと調べてみますと、そういったことがございます。コシヒカリじゃなくて違う品種でないとなかなか難しいというふうなところも、よその地域でいきますと、コシヒカリでない品種で実証試験もされておりますので、その辺のところはまた今後の研究課題ではないかというふうに思っております。いずれにしても今年も夏の状況で二番穂というのがかなり長い状況でございます。そういったことが有効活用できるのか、また畜産のほうにも、そういったところが有効活用できるのか、やっぱり自給飼料の確保も大きな課題になっておりますので、その辺等含めて、まだまだ私ども見たばかりといいますか、今後の研究していく必要があると思っておりますので、その辺のところはまた情報収集をしっかりしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今のおいしいお米でないといけませんし、それから奨励品種でなけりゃ高うに売れんというのものもあるかもしれませんし、自分のところでどうす引くんならまあいいですが、そうでないということになれば、どの品種を作らにゃいけんのか言うたら、おのずと決まってくるし、範囲が狭められるんです。そこらも併せて、またご相談というか協議もしてみたいというふうに思っておりますが、それにしても、新しい一つの方策、考え方というのができたのかなというふうに思っております。そういうことを思ってお伝えをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は2月18日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしく願いいたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 50分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~